

令和7～11年度ペットボトル拠点回収運搬業務仕様書

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物のうち、容器包装リサイクル法に基づいて拠点に排出されたペットボトルの拠点回収運搬業務を委託するもの。

2 委託業務名

令和7～11年度ペットボトル拠点回収運搬業務

3 業務履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

4. 引継ぎ研修期間

上記業務履行期間とは別に、契約締結後から令和7年3月31日までの間において、現行の受託者から、車両を用いた業務の引継ぎを受けること。なお、この場合の引継ぎにかかる経費は発生しない。同様に、令和12年3月1日から令和12年3月31日までの間において、本契約の受託者は次の受託者への引継ぎを行うこと。当該引継ぎにかかる経費は、本契約の委託料に含むものとする。

5 収集拠点場所及び拠点数

(1) 収集拠点場所

「ペットボトル曜日別拠点回収先一覧表」のとおり

(2) 収集拠点数

令和7年4月1日現在の予定拠点数：103拠点

6 年間予定収集量

約150トン

7 作業日

契約期間のうち、月曜日～金曜日を作業日とし、祝祭日も含むものとする。（但し、1月1日～3日は除く。）なお、令和11年1月3日（水）については、高知市環境業務課の指示する大型店舗のみ回収運搬業務を行うこと。

作業日数・作業日については、「ペットボトル拠点回収運搬業務日数」及び「ペットボトル拠点回収運搬業務カレンダー」のとおり。

8 作業時間

概ね午前8時～午後4時までの間に回収運搬業務を行うこと。

9 収集の方法及び準備する用品等

収集は次の(1)の車両により行うとともに、以下の用品等を準備すること。

(1) 収集運搬車両

プレス式塵芥収集車（車両の規格 … 車両全長7mまでとする。）

(2) 収集作業に関する用品

作業服、ゴム手袋等

(3) ペットボトル回収用ビニール袋

「ペットボトル回収用ビニール袋仕様書」のとおり

10 委託業務の内容

(1) 収集運搬業務

量販店・学校・市民会館・ふれあいセンター等の拠点回収場所に保管しているペットボトルを収集し、高知市仁井田3636番地の高知市菖蒲谷プラスチック減容工場（以下「減容工場」という。）まで運搬を行う。

(2) 搬入

減容工場への搬入時間は、午前は概ね9：00～11：30の間とし、午後は概ね13：00～15：30の間とする。

(3) その他

「ペットボトル回収用ビニール袋仕様書」に基づき、受託者においてペットボトル回収用ビニール袋を発注のうえ「ペットボトル回収用ビニール袋配付先」に配付する。配付については各配付先と日程等調整のうえ行うこと。なお、ビニール袋にかかる経費は委託料に含むものとする。

11 交通安全の徹底

受託者は、委託業務の実施に当たっては、交通法規を遵守し、安全運行の推進及び交通事故防止の徹底を図るとともに、特に以下の事項に留意すること。

- (1) 委託業務の実施に当たっては、収集運搬車両1台につき2人以上で行うこととし、緊急時等において、即時の対応が可能な人員体制を確保すること。
- (2) 委託業務に従事する運転手の運転免許の資格に関し管理を行うこと。
- (3) 運転手に対しアルコールチェックを必ず行い、飲酒運転の撲滅を図ること。
- (4) 収集運搬業務に従事する運転手及び作業員（以下「業務従事者」という。）は、お互いに意思疎通を図り、連携し安全運行を行うこと。特に、収集運搬車両の死角となる部分については、作業員による適確な誘導や確認等を十分に行い、事故防止に努めること。
- (5) 業務従事者に対し、常に安全運転の指導と意識の向上を図り、交通事故防止を徹底して行うとともに、新任時及び年2回以上、安全運転研修を行うこと。

12 安全作業等の実施

受託者は、委託業務の実施に当たっては、安全作業に努め、労働災害防止の徹底を図るとともに、特に以下の事項に留意すること。

- (1) 業務従事者は、当日の健康状態を自己診断し、作業に支障があると思われる者は管理者（乙の事業責任者）に申し出をし、その指示に従うこと。
- (2) 業務従事者は、始業前にはストレッチ体操等を行い、体調管理に努めること。
- (3) 業務従事者は、収集運搬及び分別解体等の作業において安全確認を十分に行い、労働災害の防止に努めること。
- (4) 業務従事者に対し、常に労働安全の指導と意識の向上を図り、労働災害防止を徹底して行うとともに、新任時及び年1回以上、労働災害防止研修を行うこと。

13 収集運搬車両

収集運搬車両は、以下のとおりとすること。

- (1) ペットボトル収集専用車両（以下、車両という）としてプレス式塵芥収集車を保有、またはリース等により確保すること。
- (2) 車検・修繕・緊急時等においても対応可能な予備車両の確保すること。
- (3) 運行前点検を行うとともに、業務に必要な装備品の点検も併せて行い、点検表に記録し、不足があった場合は速やかに補充すること。
- (4) 輪留めを常備し、坂道駐車して運転席を離れる場合は、短時間であってもサイドブレーキと併せ輪留めの実施を必ず励行すること。

- (5) ペットボトルが汚れないよう、車両の荷箱内部の洗浄が行き届いた状態で使用すること。
- (6) 車内等は常に清潔に保ち、業務上必要としないもの及び運転の妨げとなるものは積載しないこと。
- (7) 「機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱」（昭和62年2月13日付け基発第60号「機械式ごみ収集車による労働災害の防止対策の強化について」の別添1）に基づき、以下のとおりとすること。
 - ア 受託者は、定期自主点検等（年次点検・月例点検・作業開始前点検）を行うとともに、年次点検及び月例点検を行ったときは、記録し、3年間保存すること。
 - イ 受託者は、定期自主点検の結果及び収集運搬業務中に異常を認めたとときは、補修その他必要な措置を講ずること。
 - ウ 受託者は、安全作業マニュアルを作成し、業務従事者に周知徹底させること。
 - エ 受託者は、新たに収集運搬車両を使用する業務に就かせる場合及び収集運搬車両の車種を変更する場合は、あらかじめ業務従事者に対して、安全教育を行うこと。

14 業務従事者の服装等

業務従事者の服装は、安全かつ作業のしやすい統一されたもので、事業所名・氏名を明示すること。また、市民や拠点回収店舗等との対応は、不快感を与えることのないよう十分に留意すること。

15 提出書類

受託者は高知市に対し次の書類を提出しなければならない。

(1) 業務実施計画書

- ア 業務実施計画書には、業務従事者の氏名、連絡先及びその連絡体制並びに収集運搬車両の規格、車検有効期間、自動車損害賠償責任保険期間及び任意保険期間を記載すること。
- イ 業務実施計画書には、収集運搬車両に係る次の書類の写しを添付すること。
 - (ア) 車検証
 - (イ) 自動車損害賠償責任保険証明書
 - (ウ) 任意保険証書
- ウ 業務実施計画書に変更が生じた場合は、速やかに変更したものを提出すること。

(2) 業務完了報告書

作業日報、日常点検表とともに当該月の業務完了報告書を翌月10日までに提出すること。

(3) ビニール袋配付完了報告書

ペットボトル回収用ビニール袋配付先で指示する配付箇所について、すべての配付を完了した後10日以内に提出すること。提出は各年度ごととする。

(4) 研修等実施報告書

前記11(5)の安全運転研修、前記12(4)の労働災害防止研修の実施後は、速やかに研修等実施報告書を提出すること。

16 その他

- (1) 受託した場合は、自ら受託業務を実施する者であること（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第3項）。
- (2) 車両の最大積載量を超過しないこと。
- (3) 収集作業中及び運搬中はゴミが散乱しないようにすること。また、歩行者等周囲の状況に十分注意を払うこと。
- (4) 代替車両と入れ替えの際には、代替車両の荷箱内部の洗浄を十分行い、ペットボト

ルが汚れないよう留意すること。

- (5) 前記5の収集拠点場所に増減がある場合、高知市から受託者に対し文書で通知をするものとする。受託者は、高知市からの通知文書の写しに当該文書を受領した旨を記載し、記名押印のうえ高知市に提出するものとする。高知市と受託者は、それぞれの文書を保有するものとする。
- (6) その他、業務の履行に際しては関係法令等を遵守すること。